



広報

こじがや

8月1日

昭和46年(1971) No. 405

編集

越谷市役所企画部広報課

昭和32年8月5日第3種郵便物認可
毎月2回(1日、15日発行)

とじて保存しましょう



「市内を花で飾ろう」と越谷フラワーサービスクラブは
7月9日午前9時から越谷駅前通りなどにあるフラワー
ボックス100個にマリーゴールドと百日草の苗を植えま
した。炎天の下で美しく咲くこれらの花は、通行する人
たちの目を楽しませています。美しい花が長く咲きつづ
けるように、私たちみんなでかわいがりましょう。

税金とは何だ、そ？

私たち市民が生活をしていくうえで、税金は必ずついてまわるものです。私たちは、税金のいみと役割を十分認識して明るく住みよい越谷市の建設に力をあわせたいのです。そこで、今回は、市の財政の基本となる市税について皆さんにご理解をいただきたいと思います。

住みよい越谷市を作るために

越谷市では、市民の皆さんとの日常生活に關係の深いいろいろな仕事をしています。

たとえば、戸籍や住民登録の仕事、ごみ、し尿の処理、上下水道、病気、公害の予防、小中学校をはじめとする学校教育、および図書館、公民館などの社会教育、道路などの新設や改良、修繕、市営住宅の建設、都市の街路や公園の整備などたくさんの仕事をします。社会全体の発展と市民生活のい地域社会を作っていくという意

味もあるわけであります。越谷市が課税している市税には、市民税、固定資産税、軽自動車税、電気ガス税、市たばこ消費税、ガス税、市たばこの消費税、国民健康保険税などがあります。

市税は地方自治体の収入の中心です

歳入の二八%

税率は条例で

実施予定) (昭和四十七年度)

市税收入は歳入全体の二八%程度であり、昭和四十四年度決算見込みによる市町村の全国平均(三

四%)よりは、大分下まわっています。全体の予算の約半分以上を占めていたり、これが市税の負担を、一

市税のための教育費と、道路、市営住宅、都市計画、下水道事業などの土木費の二つをあわせると

なうための収入は、市民の皆さん

が納める市税のほかに、国と県か

が市民税であり、市税收入の五三

%を市民税で占めています。

市税の納め方には、次の五種類

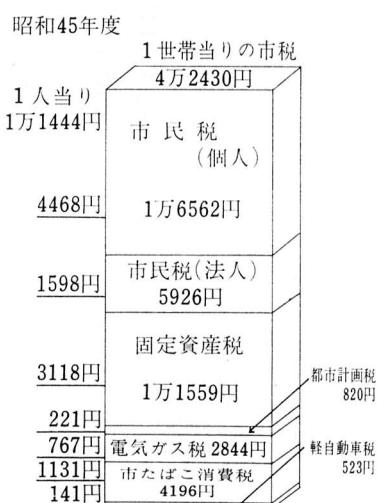
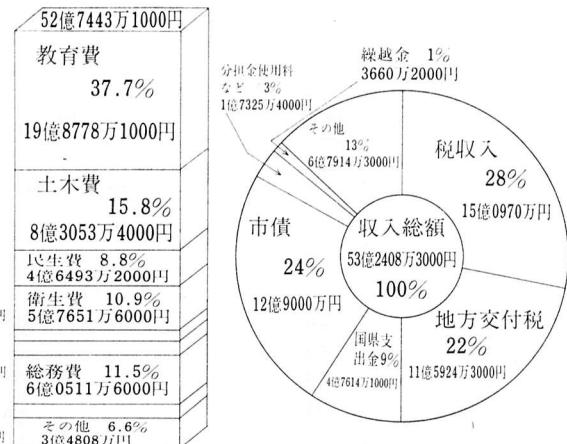
があります。

五種類の納め方

この制度は、昭和四十七年度から実施する予定です。



昭和45年度越谷市の歳出と歳入



①普通徴収
市長がお送りした納税通知書により、納税義務者に対する市県民税の皆さんが、直接指定金融機関（銀行、信用金庫、農協）へ納める方法です。

②特別徴収
給与所得者に対する市県民税のように、給与が支払われる際、税金を差し引いて、特別徴収義務者（給与等の支払者）が納税者にかわって納める方法です。

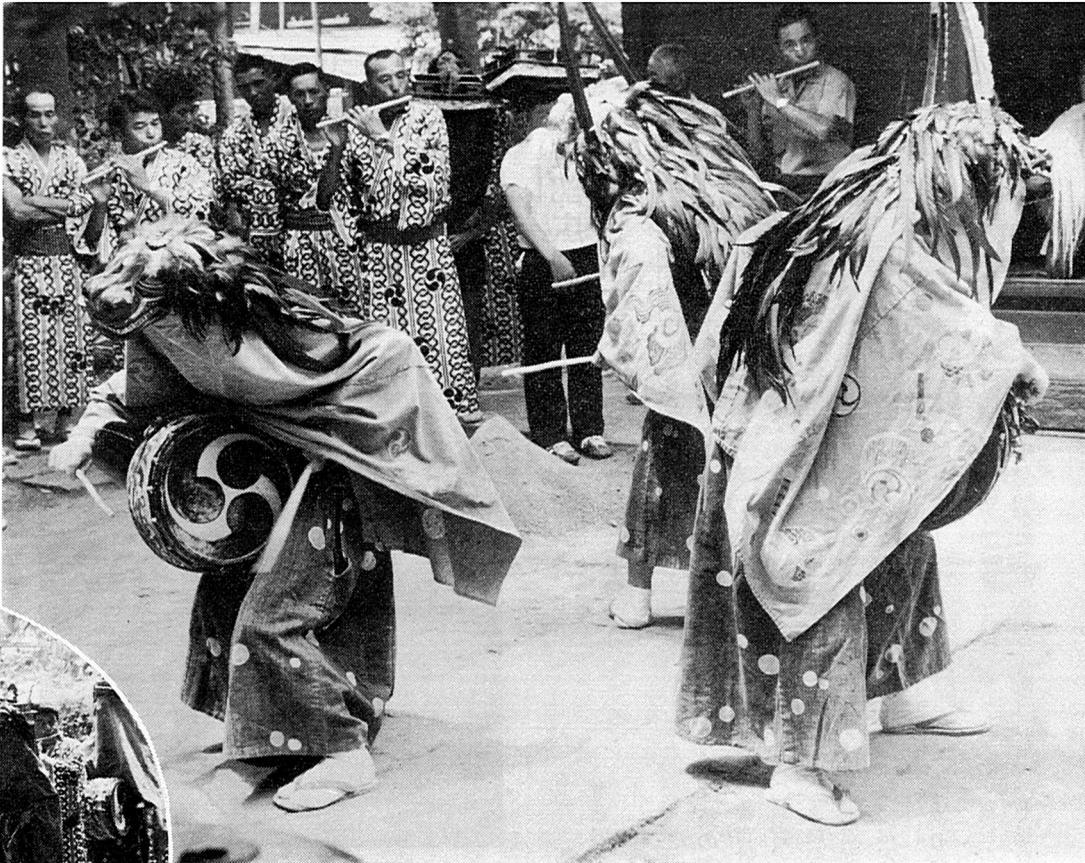
③申告納付
納税義務者が、納めなければならぬ市税の課税標準額を計算して、その計算にもとづいて申告し、納める方法で、法人市民税がこれに該当します。

④納税貯蓄組合等への加入
二十世帯以上の方が集って、納税組合を組織していただければ、納税者は手数がはぶけるし、市役所も納期が守られて納税の成績があがります。納税組合には、市から、事務費の補助金と、納付報償金が交付されます。

⑤口座振替制度 (昭和四十七年度実施予定)

市税をそれぞれの納期に、確実に納めることは、なかなかたいへんなことです。納期が来てもあわてずに納めてくれるのが口座振替です。

これは口座振替を希望する納税者に預金口座から、金融機関が納税者にかわって納入し、市の預金口座へ振替収納する方法です。



古い伝統を受け継ぎ素朴な美を披露 ——下間久里の獅子舞——

380年近くもの伝統をもつ下間久里の獅子舞がことしも7月15日に行なわれ、古い伝統でつちかわれた素朴な美を披露しました。

この獅子舞はこの地の祖先が、悪病退散、五穀豊じょうを祈願し村民に長く安堵を与えてきたといわれています。毎年7月15日になると正午ごろから香取神社の神前での宮参りという舞から始まりますが、ことしもそのあと夜中の12時ちかくまで部落内を一軒一軒ねり歩いて回り、各家の座敷の中で舞いことしの繁榮、家内安全を祈願しました。



あなたも大学教育を受けましょう

昨年に引き続きことしも独協大

定員になり次第しめ切ります。

學公開講座

越谷市では精神薄弱児（ちえおくれの子どもの）の通園施設としてことし四月市内の袋山に「みのり学園」が開園しました。この施設は、ちえおくれの児童を毎日その家庭から専用バスで通園させて、独立自活に必要な基本的生活能力や環境に対する適応性を養うほか、知識や技能を与えることを目的として指導しています。毎日、大せいこのような児童が元気に楽しく通園していますが、

入園でくる児童は、
1・満6歳以上、18歳未満で、学
齢児童の場合は就学義務の猶予
または免除を受けた方
2・知能指数約20以上50以下で持
導効果の期待できる方
3・伝染性疾患または著しい性情
(放浪性、乱暴など)その他、
身体的欠陥のない方
4・毎日きまつた時間に保護者が
指定のバス乗車場まで送迎でき
る方

まだ入園できます

まだ定員に余裕がありますので、該当する児童で入園を希望する方は、直接市福祉事務所へ来て相談してください。

内、第一講座の資料代二〇〇円
第二講座の資料代一〇〇円
▽受講受け日 8月12日から市
教育委員会へ申し込みください

第一
(古典にみら)

- 1 源氏物語の
- 2 シェークスピアの
- 3 ゲーテの
- 4 フロイドの
- 5 新編武蔵傳の
(草加越名)

第一講座は二五〇名、第二講座
は五〇名

第(一)
 1 國際
 2 70年
 化
 3 國際
 *最終
 ネル

▽募集対象者 一般成人者（十八

- 講座
の社会)
- 国民経済
擁者意識の変
- 機の背景
- 講師を囲むパ
カッシュン

第3回 越谷市少年野球大会 出場チームを募集

日会選 手 資 時 場 格 8月22日～29日
北越谷グランド
小学校3年生か

チームの編成

由上認爲先

8月中旬ごろ世論調査を実施いたします。もしあなたのところに郵便が届きましたら、ご協力をお願いします。

苦情なくして明るい生活

毎月第2金曜日は 行政相談の日

国や県の行政に関する苦情、要望、意見などはありますか。

毎月の第2金曜日には、福祉会館で行政管理庁から委嘱された行政相談員、藤掛彦治さんが相談に応じています。

8月の第2金曜日は13日、お気軽においでください

